

藤沢市議会委員会条例の一部改正について
藤沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日提出

議会議員	吉田淳基
同	大矢徹
同	柳沢潤次
同	石井世悟
同	桜井直人
同	北橋節男
同	友田宗也
同	平川和美
同	柳田秀憲
同	神村健太郎
同	原田建

藤沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤沢市議会委員会条例（平成15年藤沢市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

別表厚生環境常任委員会の項中「福祉健康部」を「福祉部、健康医療部」に改める。

附 則

この条例中、第11条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和3年4

月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図るため、所要の改正をするとともに、藤沢市事務分掌条例の一部が改正されたことに伴い、常任委員会の所管事項を改正する必要による。